

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 6 7 号
発行日 平成 3 0 年 1 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 条 例

- 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例の制定 (福祉課)・・・1
 - 綾部市障害者施策推進協議会設置条例の一部改正 (福祉課)・・・5
 - 綾部市印鑑条例の一部改正 (市民・国保課)・・・6
 - 公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例の一部改正 (保健推進課)・・・7
 - 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正 (総務課)・・・8
 - 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正 (総務課)・・・9
 - 綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正 (総務課)・・・10
- ### ○ 規 則
- 綾部市印鑑条例施行規則の一部改正 (市民・国保課)・・・19
 - 公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例施行規則の一部改正 (保健推進課)・・・22

○ 告 示

- 綾部市公共下水道供用開始告示 (下水道課)・・・24
- 綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部改正 (建築課)・・・26
- 地縁団体認可告示 (清水自治会) (市民協働課)・・・37
- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課)・・・38
- 公営企業会計の業務の状況について (財政課)・・・39
- 綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の一部改正 (高齢者支援課)・・・48
- 綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱の一部改正 (高齢者支援課)・・・49
- 平成29年綾部市議会12月定例会において議決を経た予算の要領の公表 (財政課)・・・50
- 市道路線の認定告示 (建設課)・・・51
- 市道路線の区域決定告示 (建設課)・・・52

・市道路線の供用開始告示 (建設課)・・・	53
・市道路線の区域変更告示 (建設課)・・・	54
・市道路線の供用開始告示 (建設課)・・・	55
○訓令甲	
・綾部市現業職員給与規程の一部改正 (総務課)・・・	56
○公告	
・綾部市下水道排水設備指定業者の辞退について (下水道課)・・・	61
・公共下水道管渠築造(29-6)工事公募型指名競争入札について (監理課)・・・	62
・山家西簡易水道舗装復旧工事25工区条件付一般競争入札について (監理課)・・・	73
・マンホールポンプ設置(29-6)工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・	83
・都市計画変更の縦覧について(綾部市公共下水道) (下水道課)・・・	93
・都市計画変更の縦覧について(綾部市第2公共下水道) (下水道課)・・・	94
・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会)・・・	95
・綾部市公の施設に係る指定管理者の指定告示 (財政課)・・・	96

・大谷池(仁和)廃池工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・	98
・公共下水道管渠築造(29-13)工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・	108
・公共下水道舗装復旧(29-2)工事と市道寺住宅1号線外1線改良工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・	118
・鍛冶屋ポンプ施設配管工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・	128
○水道事業管理規程	
・綾部市企業職員給与規程の一部改正 (上水道課)・・・	138
○教育委員会告示	
・綾部市入学支度金支給要綱の一部改正 ・・・	143
○十倉財産区告示	
・綾部市十倉財産区議会招集告示 ・・・	144

綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第39号

綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 手話言語の確立（第7条・第8条）

第3章 多様なコミュニケーション手段の促進（第9条—第14条）

附則

私たちの生活する社会の中には、障害のある人も障害のない人もいます。障害には、多様な種類や特性があり、見た目ではわからない障害もあります。障害のある人の中には、コミュニケーションが困難な状況に置かれてしまい、本人抜きに本人のことを決められてしまう人その他地域社会の一員としての役割を担うことから疎外されてしまう人もいます。

綾部市においては、昭和47年に、手話通訳のできる市職員を配置し、市民による手話サークルも発足するなど、ろう者との手話によるコミュニケーションを先進的に取り組んできました。また、昭和57年には、全国初のろう重複障害者施設が開設され、手話のみならず、障害のある人の多様な障害の特性に応じた意思疎通手段などを通じ、お互いに理解を深め、尊重してきた歴史があります。

こうした中、さらに私たち一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるためには、コミュニケーションの基礎である言語を確立することが大切です。

日本語には音声言語と手話等がありますが、手話は、音声言語に身振りをつけたものなどと誤解されることが多いため、「手話は独立した言語である」との認識を深めていく必要があります。

手話を言語として確立するために、私たちが、手話を使用するろう者の「手話を獲得し」、「手話で学び」、「手話を学び」、「手話を使い」、「手話を守る」ことのできる環境づくりを推進することが重要です。

その上で、障害のある人の多様な障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の存在を認識し、その手段を活用することにより、誰もがコミュニケーションをあきらめることなく、つながり合い、当たり前前の生活を営むことが大切です。

このような認識の下、誰もが障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしやすい共生社会を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関し、その基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割並びに施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって誰もが障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしやすい共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を第1言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 合理的配慮 障害のある人が権利利益を侵害されることとならないよう、個々の場面において社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (4) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 多様なコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音声、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、写真及び絵図等の視覚情報を活用した分かりやすい表現その他障害のある人が日常生活又は社会生活において使用する意志疎通の手段をいう。
- (6) 事業者 事業を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (7) コミュニケーション支援従事者 手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者その他障害のある人の意思疎通の支援を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語を確立するための施策は、手話が独立した言語であることを認識した上で、ろう者の権利を保障することを基本として行われなければならない。

2 多様なコミュニケーション手段を促進するための施策は、多様な障害の特性又は重複障害の困難性があることを踏まえ、誰もが障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めるものとする。

（1）綾部市障害者施策推進協議会の意見を聴くこと。

（2）市民及び事業者の参加及び協力を得ること。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に基づき、市が推進する手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、多様なコミュニケーション手段を活用し、誰もが地域社会の一員として日常生活及び社会生活を営めるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、市が推進する手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、多様なコミュニケーション手段の活用により、誰もが利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備その他の合理的配慮を行うよう努めるものとする。

第2章 手話言語の確立

第7条 市は、手話言語を確立するために、ろう者の手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができる権利が尊重され、手話が独立した言語であるとの認識が市民及び事業者に定着するよう必要な措置を講じるものとする。

（手話言語の啓発）

第8条 市は、手話が独立した言語であるとの認識及び関心を深めるため、市民及び事業者に対し、必要な啓発に努めるものとする。

第3章 多様なコミュニケーション手段の促進

（コミュニケーションができる環境整備）

第9条 市は、関係機関と協力し、多様なコミュニケーション手段を用いることができる者の確保に努めるとともに、多様なコミュニケーション手段を用いた相談支援等を行うほか、誰もが容易にコミュニケーションができる環境の整備に必要な措置を講じるものとする。

（多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習機会の提供）

第10条 市は、障害のある人、コミュニケーション支援従事者、事業者及び関係機関と協力して、多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習の機会を市民及び事業者提供するものとする。

2 市は、事業者が多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習の機会を設ける場合において、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（多様なコミュニケーション手段を用いた情報発信等）

第11条 市は、誰もが、市政に関する情報、災害時における緊急情報等を速やかに得ることができるよう、多様なコミュニケーション手段を用いた情報発信を推進するものとする。

する。

- 2 市は、主催する講演会等に必要に応じて手話通訳者又は要約筆記者を配置するほか、多様なコミュニケーション手段を用いることができるよう合理的配慮を行うものとする。

(多様なコミュニケーション手段に関する啓発)

- 第12条 市は、多様なコミュニケーション手段に関する市民及び事業者の理解を深めるため、必要な啓発に努めるものとする。

(学校等への支援)

- 第13条 市は、小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園等が行う多様なコミュニケーション手段の促進に関する活動を支援するものとする。

(市職員に対する多様なコミュニケーション手段の活用に関する研修)

- 第14条 市は、市職員に対し、多様なコミュニケーション手段の活用に関する研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(綾部市障害者施策推進協議会設置条例の一部改正)

- 2 綾部市障害者施策推進協議会設置条例（平成9年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する事項

綾部市障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 40 号

綾部市障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例

綾部市障害者施策推進協議会設置条例（平成 9 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（6）の 2 障害を理由とする差別の解消に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 41 号

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例

綾部市印鑑条例（昭和 50 年綾部市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「又はき損」を「、又は毀損」に改める。

第 16 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 17 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 42 号

公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例（平成 19 年綾部市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び助産師」を「、助産師及び薬剤師」に改める。

第 2 条中「又は助産師」を「、助産師又は薬剤師」に改め、同条第 2 号中「大学院生」を「大学院生（医師）」に改め、同条第 3 号中「大学生」を「医学生」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（5）大学の薬学を履修する課程に在学する者（5 年生及び 6 年生に限る。以下「薬学生」という。）

第 3 条第 2 号中「大学院生」を「大学院生（医師）」に改め、同条第 3 号中「大学生」を「医学生」に改め、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）薬学生として奨学金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日後の最初の 4 月 1 日から 1 年を経過する日までに薬剤師の免許を取得し、直ちに市立病院で薬剤師の業務に貸与相当期間従事したとき。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 43 号

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 32 年綾部市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 155」を「100 分の 157.5」に、「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第44号

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和27年綾部市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。
（その他）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 45 号

綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 7 第 2 項第 1 号中「100 分の 85」を「100 分の 95」に改め、同項第 2 号中「100 分の 40」を「100 分の 45」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	126,200	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	126,900	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	127,600	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	128,300	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	128,900	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	129,600	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	130,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	131,000	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	131,900	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	132,700	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	133,500	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	134,300	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	134,900	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	135,800	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	136,700	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	137,600	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	138,500	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	139,500	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	140,500	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	141,500	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	142,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	143,700	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	144,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	146,000	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	147,100	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	148,200	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	149,300	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	150,400	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	151,500	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	152,900	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	154,200	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	155,500	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	156,800	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
	34	158,300	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	159,800	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
	36	161,400	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
	37	162,700	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
	38	164,200	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
	39	165,700	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
	40	167,200	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300

条 例

	41	168,600	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
	42	171,300	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
	43	173,900	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
	44	176,500	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
	45	179,200	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
	46	180,900	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
	47	182,600	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
	48	184,300	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
	49	185,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
	50	187,600	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
	51	189,400	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
	52	191,100	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
	53	192,700	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
	54	194,200	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
	55	195,700	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
	56	197,200	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
	57	198,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
	58	199,800	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
	59	201,100	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
	60	202,400	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
再任用職員以外の職員	61	203,700	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
	62	205,000	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
	63	206,300	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
	64	207,600	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
	65	208,800	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
	66	210,100	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
	67	211,400	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
	68	212,700	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
	69	213,800	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
	70	214,900	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
	71	215,900	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
	72	217,000	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
	73	218,100	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
	74	219,100	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
	75	220,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	221,000	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	221,500	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	222,400	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	223,200	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	224,100	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	224,800	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	225,800	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	226,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	227,500	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		

条 例

	85	228,200	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
	86	229,000	292,000	339,100	377,800	390,900		
	87	229,900	292,300	339,600	378,200	391,200		
	88	231,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
	89	231,700	293,000	340,300	379,000	391,600		
	90	232,400	293,400	340,700	379,500	391,900		
	91	233,000	293,700	341,200	379,900	392,200		
	92	233,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
	93	234,600	294,200	341,800	380,600	392,600		
	94	235,300	294,400	342,200	380,900			
	95	236,000	294,800	342,700	381,200			
	96	236,600	295,200	343,100	381,500			
	97	237,300	295,400	343,200	381,800			
	98	238,100	295,700	343,700	382,100			
	99	238,900	296,100	344,100	382,400			
	100	239,600	296,500	344,400	382,700			
	101	240,200	296,700	344,700	383,000			
	102	240,900	297,000	345,100				
	103	241,600	297,400	345,500				
	104	242,300	297,700	345,900				
	105	242,900	297,900	346,400				
	106	243,600	298,200	346,800				
	107	244,300	298,600	347,200				
	108	245,000	298,900	347,600				
	109	245,600	299,100	348,100				
	110	246,100	299,500	348,500				
	111	246,400	299,900	348,800				
	112	246,800	300,200	349,100				
	113	247,100	300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	156,300	172,200	290,100
	2	157,800	174,300	292,700
	3	159,300	176,400	295,600
	4	160,800	178,600	298,100
	5	162,500	180,600	300,600
	6	164,400	182,800	303,000
	7	166,200	185,000	305,300
	8	168,000	187,200	307,700
	9	169,800	189,500	310,100
	10	171,900	192,300	312,700
	11	173,900	195,000	315,400
	12	175,900	197,700	318,300
	13	177,900	200,600	320,800
	14	180,100	202,300	322,800
	15	182,300	204,000	324,800
	16	184,500	205,700	327,100
	17	186,800	207,500	329,200
	18	189,400	209,200	331,400
	19	191,900	210,900	333,700
	20	194,400	212,500	335,800
	21	196,900	214,300	338,100
	22	198,600	216,200	340,300
	23	200,300	218,100	342,600
	24	202,000	220,000	344,900
	25	203,500	221,700	346,700
	26	205,100	223,700	348,500
	27	206,700	225,700	350,400
	28	208,200	227,700	352,300
	29	209,900	229,600	354,100
	30	211,600	232,300	355,900
	31	213,300	235,000	357,600
	32	215,000	237,700	359,500
	33	216,500	240,300	361,000
	34	218,200	243,100	362,700
	35	219,900	245,700	364,200
	36	221,600	248,400	366,000
	37	223,100	250,900	367,900
	38	224,800	253,400	369,400
	39	226,500	255,900	370,800
	40	228,200	258,200	372,400

	41	229,800	260,900	373,500
	42	231,500	263,300	374,900
	43	233,100	265,500	376,300
	44	234,700	267,700	377,800
	45	236,400	269,800	379,300
	46	237,900	272,000	380,900
	47	239,200	274,200	382,500
	48	240,600	276,200	384,000
	49	242,000	278,500	385,400
	50	243,400	280,500	386,900
	51	244,900	282,400	388,400
	52	246,100	284,400	389,800
	53	247,200	286,200	391,000
	54	248,600	288,600	392,300
	55	249,800	290,900	393,400
	56	251,000	293,400	394,500
	57	252,200	295,500	395,900
	58	253,400	298,000	397,100
	59	254,500	300,300	398,300
	60	255,700	303,000	399,600
	61	257,100	305,400	400,800
	62	258,300	307,800	401,800
	63	259,500	310,300	403,200
	64	260,400	312,600	404,500
	65	261,400	314,900	405,700
	66	262,800	317,100	406,800
	67	264,200	319,200	408,000
	68	265,700	321,400	409,100
	69	267,300	323,500	410,100
	70	268,800	325,600	411,300
	71	270,300	327,800	412,500
	72	271,700	329,800	413,700
再任 用職 員以 外の 職員	73	272,700	331,900	414,300
	74	273,900	334,000	415,100
	75	275,200	336,200	415,800
	76	276,400	338,400	416,300
	77	277,700	340,100	416,600
	78	278,800	342,000	417,000
	79	280,000	343,700	417,400
	80	281,200	345,500	417,800
	81	282,400	347,300	418,100
	82	283,300	349,100	418,500
	83	284,500	350,600	418,900
	84	285,700	352,400	419,200

条 例

85	286,700	353,600	419,500
86	287,600	355,200	419,900
87	288,300	356,700	420,300
88	289,300	358,200	420,600
89	290,300	359,600	420,900
90	291,200	360,900	421,200
91	292,100	362,300	421,500
92	293,000	363,700	421,700
93	293,300	365,200	421,900
94	294,000	366,500	
95	294,700	367,800	
96	295,500	369,000	
97	296,300	370,000	
98	297,100	371,000	
99	297,900	372,000	
100	298,600	373,000	
101	299,500	373,900	
102	300,000	374,900	
103	300,500	375,900	
104	301,000	376,900	
105	301,200	377,700	
106	301,600	378,600	
107	301,900	379,500	
108	302,100	380,500	
109	302,300	381,300	
110	302,500	382,300	
111	302,800	383,300	
112	303,100	384,300	
113	303,300	384,900	
114	303,500	385,800	
115	303,700	386,700	
116	304,000	387,600	
117	304,300	388,400	
118	304,600	389,100	
119	304,900	389,900	
120	305,200	390,700	
121	305,300	391,300	
122	305,500	392,100	
123	305,800	392,800	
124	306,100	393,500	
125	306,300	394,100	
126		394,800	
127		395,300	
128		395,900	

条 例

	129		396,600	
	130		397,200	
	131		397,700	
	132		398,200	
	133		398,500	
	134		398,800	
	135		399,100	
	136		399,400	
	137		399,700	
	138		400,000	
	139		400,300	
	140		400,600	
	141		400,900	
	142		401,200	
	143		401,500	
	144		401,800	
	145		402,000	
	146		402,300	
	147		402,600	
	148		402,800	
	149		403,000	
	150		403,300	
	151		403,600	
	152		403,800	
	153		404,000	
	154		404,300	
	155		404,600	
	156		404,800	
	157		405,000	
再任用職員		224,800	270,700	324,000

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

第2条 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の7第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

(綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年綾部市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額のほか」を「平成30年3月31日までの間、給料月額のほか」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成29年4月1日から、改正後の給与条例第19条の7第2項の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(その他)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 31 号

綾部市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市印鑑条例施行規則（昭和 50 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「及びこれら」を削り、「手続き」を「手続」に改め、「又は黒肉」を削る。

第 8 条各号列記以外の部分並びに同条第 1 号及び第 3 号を次のように改める。

条例及びこの規則に基づく申請書等の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 印鑑登録申請書（印鑑登録証再交付申請書） 様式第 1 号

(3) 印鑑登録証亡失届出書（印鑑登録廃止申請書） 様式第 3 号

様式第 1 号中

「

氏 名	男 女	生 年 月 日	年 月 日
住 所	綾部市 町 番地	世 帯 主 名	

を

」

「

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			

に、

」

「殿」を「様」に改める。

様式第 2 号中

「

依 頼 人	綾部市 町 番地	氏 名	Ⓜ
-------	----------------	-----	---

を

」

「

依頼人	住 所
	氏 名 ㊞

に、

「

代理人	綾部市 町 番地
	氏 名 ㊞ (年 月 日生)

を

「

代理人	住 所
	氏 名 ㊞ (年 月 日生)

に

」

改め、「のため」の次に「自ら」を加える。

様式第3号中

「

氏 名	男 女	世 帯 主 名	
住 所	綾部市 町 番地	生 年 月 日	. .

を

「

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			

に、

」

「殿」を「様」に、

「

届出人	住 所	綾部市 町 番地
-----	-----	----------

を

」

「

届出人	住 所	
-----	-----	--

に改める。

」

様式第4号中 「綾部市 町 番地」 を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第8号中

「

性 別		生 年 月 日	
-----	--	---------	--

を

」

「

生 年 月 日	
------------	--

に

」

改める。

様式第 8 号の 2 中

「

性 別		生 年 月 日	
-----	--	------------	--

を

」

「

生 年 月 日	
------------	--

に

」

改める。

様式第 9 号中「綾部市 町 番地」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第 10 号中「殿」を「様」に、「綾部市 町 番地」を「 _____ 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の綾部市印鑑条例施行規則の規定による様式第 4 号、様式第 9 号及び様式第 10 号の用紙でこの規則の施行の際現に存するものは、当分の間、使用することができる。

公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 32 号

公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

公益財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例施行規則（平成 19 年綾部市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「大学院生」を「大学院生（医師）」に、「大学生」を「医学生」に改め、「月額 55,000 円以内」の次に「とし、薬学生にあつては 1 人当たり月額 62,000 円以内」を加え、同条第 2 項中「大学院生」を「大学院生（医師）」に、「大学生」を「医学生」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中

「

添付書類

（医師）

- 1 奨学生願書の写し
- 2 在学証明書の写し（大学生及び大学院生の場合）
- 3 医師免許の写し（臨床研修医及び大学院生の場合）
- 4 宣誓書の写し
- 5 その他参考となる書類

（看護学生等）

- 1 奨学生願書の写し
- 2 在学証明書の写し
- 3 宣誓書の写し
- 4 その他参考となる書類

を

」

「

添付書類

(臨床研修医、大学院生(医師)又は医学生)

- 1 奨学生願書の写し
- 2 在学証明書の写し(大学院生(医師)又は医学生の場合)
- 3 医師免許の写し(臨床研修医又は大学院生(医師)の場合)
- 4 宣誓書の写し
- 5 その他参考となる書類

(看護学生等)

- 1 奨学生願書の写し
- 2 在学証明書の写し
- 3 宣誓書の写し
- 4 その他参考となる書類

(薬学生)

- 1 奨学生願書の写し
- 2 在学証明書の写し
- 3 宣誓書の写し
- 4 その他参考となる書類

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市告示第175号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

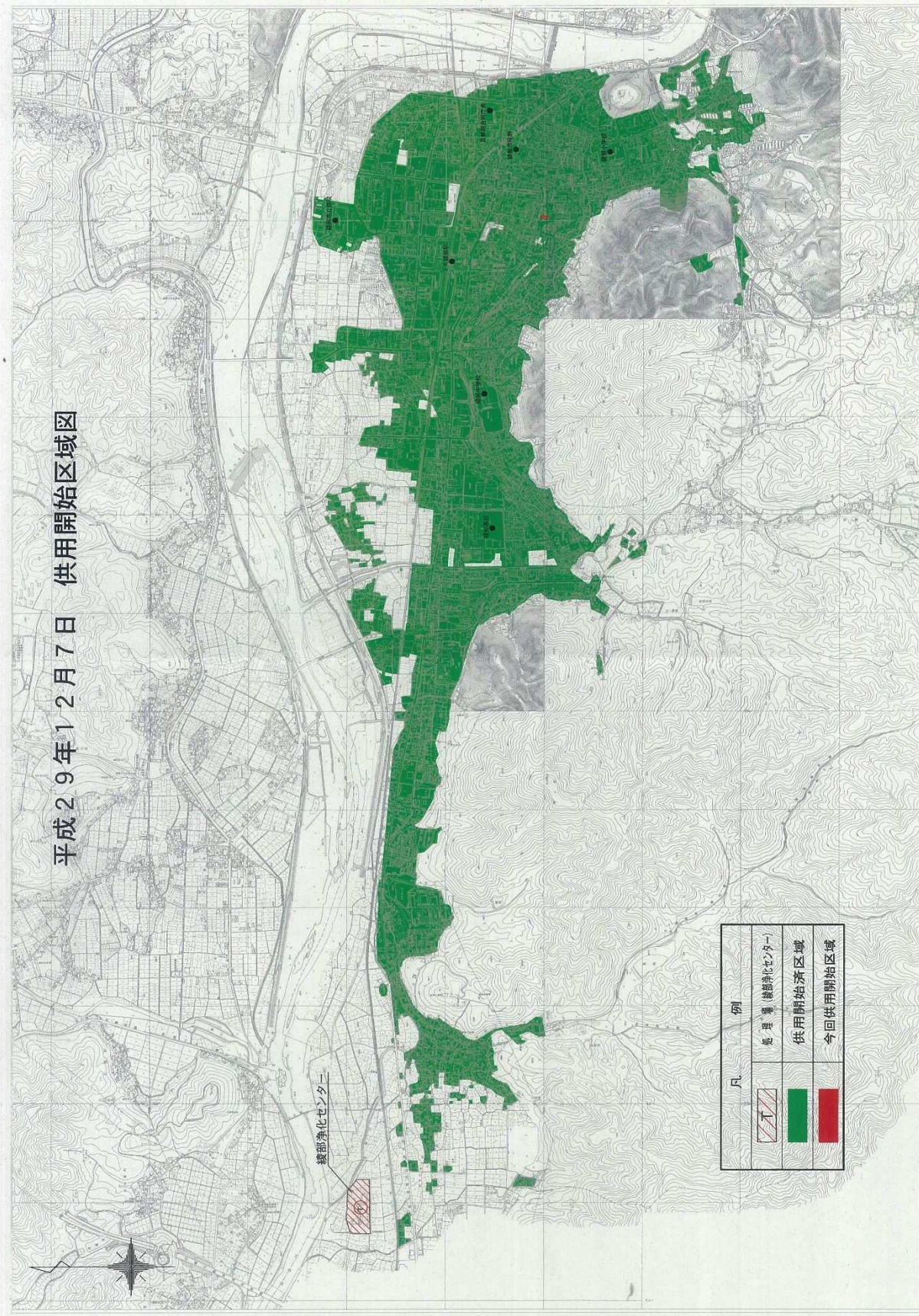
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

平成29年12月 7日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 平成29年12月 7日
- 2 下水を排除すべき区域 本町四丁目11番2、本町四丁目11番5
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 本町四丁目11番2、本町四丁目11番5
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 平成29年12月 7日
- 6 下水を処理すべき区域 本町四丁目11番2、本町四丁目11番5
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

平成29年12月7日 供用開始区域図



綾部市告示第176号

綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成25年綾部市告示第132号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月12日

綾部市長 山崎善也

題名中「綾部市」の次に「大規模自然災害に係る」を加える。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 大規模自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）第2条第1号に規定する自然災害（以下「自然災害」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等に該当する自然災害その他京都府の区域内（以下「府内」という。）で発生した著しく異常かつ激甚な自然災害であって市長が別に定めるものを除く。）をいう。

ア 支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害を府内で生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。）が発生した場合における、当該自然現象により生じた自然災害（府内における住宅の被害に限る。イにおいて「支援法適用等災害」という。）であって、イの自然災害に該当しないもの

イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害（府内における住宅の被害に限る。）

ウ ア及びイに準じる自然災害として市長が別に定めるもの

第2条第2号中「に掲げる被害の程度」を削り、「該当するもの」を「該当する住宅の被害の程度」に改め、同号イ中「できない又は」を「できず、又は」に改め、同条第3号中「に掲げる被害の程度」を削り、「該当するもの（全壊に該当するものを除く。）のうち、構造耐力上主要な部分」を「該当する住宅の被害の程度」に改め、「をいう。）」を削り、「認められるもの」の次に「に限る。）であって、全壊に該当しないもの」を加え、同条第4号中「可能」を「できる」に改め、「に掲げる被害の程度」を削り、「もの（全壊又は大規模半壊に該当するものを除く。）」を「住宅の被害の程度であって、全壊又は大規模半壊のいずれにも該当しないもの」に改め、同条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 一部破損 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度であって、床上浸水に該当しないものをいう。

(6) 床上浸水 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度（住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、その住宅に一時的に居住することができなくなったと認められるものに限る。）をいう。

第2条第7号中「前各号」を「第2号から前号まで」に、「に存する」を「にある」に、「に係る被災時」を「が発生した時」に改め、同条第9号中「被災住宅に代わる住宅として」を「被災住宅（全壊又は大規模半壊のいずれかに該当するものに限る。）に代わる住宅として」に、「公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅」を「京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第1条に規定する府営住宅等及び綾部市営住宅設置及び管理条例（平成9年綾部市条例第45号）第3条に規定する市営住宅等」に改め、同条第11号を次のように改める。

(11) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主をいう。

第2条第16号中「その他市長が必要と認める経費」を削り、同条第18号を次のように改める。

(18) 住宅再建関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関連する経費（住宅再建経費に該当する経費を除く。）として市長が必要と認める経費であって、支援対象者が支出するものをいう。

第2条第20号中「被災住宅の再建等のために」を「支援対象者に対し」に改め、同号を同条第21号とし、同条第19号中「前2号」を「第17号及び第18号」に改め、「限る。）」の次に「並びに前号に掲げる経費」を加え、同号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

(19) 住宅再建融資返済経費 新築・購入費又は補修費の支出について、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資を利用した場合のその返済（当該融資の貸付けの実行日から5年以内（元金の据置期間を含む。）で、当該融資の利息の支払に係る期間に行われたものに限る。）に要する経費（当該融資に係る利息に相当する額に限る。）をいう。

第3条第1項中「及び補助金の額」を「、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の額」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、住宅再建融資返済経費に係るもの（貸付けの実行日を含む年度に係るものを除く。）にあつては、第4条の規定による申請書の提出をもって当該実績報告書の提出があつたものとみなす。

別表の1の表及び2の表を次のように改める。

1 住宅再建経費に係る補助対象事業、補助対象者及び補助金の額

補助対象事業	補助対象者	補助金の額	被害の程度	基準限度額 (万円)
1 被災住宅に代わる住宅の新築又	支援金を受けられることができる支援	支援対象者ごとの住宅再建経費（新築・購入費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。）の額に	全壊	150

は購入に係る支援事業	対象者	<p>3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）</p> <p>(1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額</p> <p>(2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円以上の場合 50万円</p> <p>イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額</p>	大規模半壊	100
			全壊	300
			大規模半壊	250
			半壊	150
2 被災住宅	支援金を受	<p>支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）</p> <p>(1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額</p> <p>(2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円以上の場合 50万円</p> <p>イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額</p>	一部破損又は床上浸水	50
			全壊	100
			全壊	100

又は被災住宅に代わる住宅の補修に係る支援事業	けることが できる支援 対象者	費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。)の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額) (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円以上の場合 50万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額		
			大規模半壊	60
その他の支援対象者		支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額(当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額) (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円以上の場合 50万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額	全 壊	200
			大規模半壊	150
			半 壊	150
			一部破損又は床上浸水	50

3 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る支援事業	支援金を受けられることができる支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費（新築・購入費及び補修費が含まれていないものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額） （1）被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 （2）25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が25万円以上の場合 25万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が25万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額	全 壊	75
			大規模半壊	40
	その他の支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額） （1）被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 （2）25万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が25万円以上の場合 25万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が25万円未満の場合	全 壊	150
			大規模半壊	100

		合 住宅再建経費の額	
--	--	------------	--

2 住宅再建関連経費に係る補助対象事業、補助対象者及び補助金の額

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 者	補 助 金 の 額	基 準 限 度 額 (万円)
被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等	支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建関連経費の額	5

別表の2の表の次に次の1表を加える。

3 住宅再建融資返済経費に係る補助対象事業、補助対象者及び補助金の額

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 者	補 助 金 の 額
新築・購入費又は補修費の支出について、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資を利用した場合のその返済（当該融資の貸付けの実行日から5年以内（元金の据置期間を含む。）で、当該融資の利息の支払に係る期間に行われたものに限る。）	第2条第1号ウに該当する大規模自然災害により被害を受けた被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主である支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建融資返済経費の額

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

綾部市長 様

綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書

綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付を受けたいので、綾部市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ふりがな			
1 申請者氏名	Ⓔ		
2 申請者住所	〒	電話番号	— —
3 大規模自然災害の名称			
4 被害の程度の区分	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ 一部破損又は床上浸水 (該当するものを○で囲んでください。)		
5 被災住宅の再建等の内容	新築 ・ 購入 ・ 補修 ・ 賃借 (該当するものを○で囲んでください。)		
6 被災住宅の所在地			
7 再建等する住宅の所在地	(被災住宅と同一地の場合は記入不要です。)		
8 工事着手(予定)年月日	年 月 日	9 工事完了(予定)年月日	年 月 日

【住宅再建経費・住宅再建関連経費関係】

10 被災住宅の再建等に係る経費の額	円	11 支援金の額	円
	うち住宅再建関連経費の額		
12 補助金交付申請額	円 (既に交付を受けている補助金額 円)		
	うち住宅再建関連経費の額	円 (既に交付を受けている補助金額 円)	

【住宅再建融資返済経費関係】

13 融資内容	借入総額	円	最終資金	年 月 日
	うち対象借入額	円	交付日	
	償還期間	か月	元金据置期間	か月
			融資利率	%
14 補助金交付申請額	円 (既に交付を受けている補助金額 円)			

【共通】

15 償還口座兼補助金振込口座	銀行・金庫・組合				本店・支店・出張所			
	金融機関番号		支店番号		1 普通口座			
					2 当座	番号		
	口座名義 (カタカナ)							

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円 （内訳） 住宅再建経費・住宅再建関連経費の合計額 円 住宅再建融資返済経費 円
不 交 付	（理由）
そ の 他	（1）申請の内容に変更があるときは、綾部市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書（様式第 3 号）を提出してください。 （2）被災住宅の再建が完了したときは、綾部市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、速やかに綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書（様式第 4 号）を提出してください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、綾部市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

記

ふりがな			
1 申請者氏名	Ⓔ		
2 申請者住所	〒 電話番号 — —		
3 大規模自然災害の名称			
4 被害の程度の区分	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ 一部破損又は床上浸水 (該当するものを○で囲んでください。)		
5 被災住宅の再建等の内容	新築 ・ 購入 ・ 補修 ・ 賃借 (該当するものを○で囲んでください。)		
6 被災住宅の所在地			
7 再建等する住宅の所在地	(被災住宅と同一地の場合は記入不要です。)		
8 工事着手(予定)年月日	年 月 日	9 工事完了(予定)年月日	年 月 日

【住宅再建経費・住宅再建関連経費関係】

1 0 被災住宅の再建等に係る経費の額	円	1 1 支援金の額	円
	うち住宅再建関連経費の額		
1 2 補助金交付申請額	円 (既に交付を受けている補助金額 円)		
	うち住宅再建関連経費の額	円 (既に交付を受けている補助金額 円)	

【住宅再建融資返済経費関係】

1 3 融資内容	借入総額	円	最終資金	年 月 日
	うち対象借入額	円	交付日	
	償還期間	か月	元金据置期間	か月
			融資利率	%
1 4 補助金交付申請額	円 (既に交付を受けている補助金額 円)			

【共通】

1 5 償還口座兼補助金振込口座	銀行・金庫・組合				本店・支店・出張所			
	金融機関番号		支店番号		1 普通口座			
					2 当座	番号		
	口座名義 (カタカナ)							

※ 4 欄から 1 5 欄については該当する項目のみ、変更後の内容を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

綾部市長 様

綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼
補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金について、下記のとおり実施したので、綾部市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

ふりがな			
1 報告者氏名	㊟		
2 報告者住所	〒 電話番号 - -		
3 大規模自然災害の名称			
4 被害の程度の区分	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ 一部破損又は床上浸水 (該当するものを○で囲んでください。)		
5 被災住宅の再建等の内容	新築 ・ 購入 ・ 補修 ・ 賃借 (該当するものを○で囲んでください。)		
6 被災住宅の所在地			
7 再建等する住宅の所在地	(被災住宅と同一地の場合は記入不要です。)		
8 工事着手年月日	年 月 日	9 工事完了年 月 日	年 月 日

【住宅再建経費・住宅再建関連経費関係】

10 被災住宅の再建等に係る経費の額	円	11 支援金の額	円
12 補助金交付決定額	円	うち住宅再建関連経費の額	円

【住宅再建融資返済経費関係】

13 融資内容	借入総額	円	最終資金	年 月 日
	うち対象借入額	円	交付日	
	償還期間	か月	元金据置期間	か月
			融資利率	%
14 補助金交付申請額	円（既に交付を受けている補助金額 円）			

【共通】

15 償還口座兼補助金振込口座	銀行・金庫・組合					本店・支店・出張所				
	金融機関番号			支店番号			1 普通口座	番号		
	口座名義（カタカナ）									

附 則

この告示は、平成29年12月12日から施行し、改正後の綾部市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の規定は、同年10月22日以後に発生した災害について適用する。

綾部市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年12月12日

綾部市長 山崎善也

1 名 称

清水自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 親睦及び共助に関する事業
- (5) 所有山林の維持管理
- (6) その他目的達成に必要な事項

3 区 域

綾部市五津合町中段2番地から五津合町井関口18番地の区域とする。

4 主たる事務所

綾部市五津合町ユリノ下4番地の4

5 代表者

綾部市五津合町榎谷11番地
井 関 謙 作

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

平成29年12月12日

綾部市告示第 178 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成29年12月12日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成29年 3月13日	綾0824-41006	昭和30年 1月22日
平成28年 4月 1日	綾0825-21001	昭和19年12月17日
平成28年 4月 1日	綾0209-75004	昭和28年 2月 6日
平成28年 4月 1日	綾0908-15001	昭和22年 9月 3日
平成29年 1月 6日	綾0217-41006	昭和23年 4月 2日
平成29年 4月28日	綾0828-12083	昭和52年10月 8日
平成28年 4月 1日	綾0828-12083	昭和42年10月29日
平成29年 6月12日	綾0225-75005	昭和42年 1月10日
平成28年 4月 1日	綾0501-63001	昭和22年 1月 5日
平成28年 4月 1日	綾0702-32019	平成 7年 8月27日

綾部市告示第179号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、平成29年9月末における公営企業会計の業務の状況について、別紙のとおり公表する。

平成29年12月12日

綾部市長 山 崎 善 也

平成29年度

綾部市上水道事業会計上期業務報告書

(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 業務量について、給水戸数は12,855戸で、前年同期に比べ158戸増加しました。総給水量は1,509,356立方メートルで、前年同期に比べ11,119立方メートル、0.7パーセント増加しました。平成29年度の総給水予定量3,179,000立方メートルに対する執行率は、47.5パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額399,701千円（予算額871,891千円）で執行率45.8パーセント、支出では、執行額359,763千円（予算額879,891千円）で執行率40.9パーセント、収支差額は、39,938千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額36,121千円（予算額88,816千円）で執行率40.7パーセント、支出では、執行額108,903千円（予算額732,823千円）で執行率14.9パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、280,190千円（予算額383,257千円）、発注率は73.1パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予定量	H29.9.30現在	比較 (%)	備考
給水戸数 (戸)	12,638	12,879	12,855	99.8	
総給水量 (立方メートル)	3,103,458	3,179,000	1,509,356	47.5	
1日平均給水量 (立方メートル)	8,503	8,710	8,248	94.7	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
事業収益	903,908	871,891	399,701	45.8	
営業収益	752,507	770,104	368,558	47.9	
給水収益	739,036	757,447	361,452	47.7	水道使用料、量水器使用料
手数料収益	1,893	1,320	1,168	88.5	設計審査竣工検査手数料など
他会計負担金	11,386	11,337	5,669	50.0	
その他営業収益	192	0	269	皆増	
営業外収益	151,401	101,787	31,143	30.6	
受託工事収益	33,272	43,354	0	0.0	
受取利息	659	0	0	-	定期預金利息、有価証券利息
他会計補助金	4,994	3,831	3,830	100.0	一般会計補助金(統合簡水利子)
消費税及び地方消費税還付金	44,840	0	0	-	
長期前受金戻入	57,654	54,044	27,022	50.0	
雑収益	9,982	558	291	52.2	
事業費用	700,906	879,891	359,763	40.9	
営業費用	616,146	741,885	328,190	44.2	
浄水費	94,987	115,178	45,077	39.1	
給配水費	97,276	115,511	38,727	33.5	
業務費	26,684	35,281	15,524	44.0	
総係費	44,069	49,933	16,630	33.3	
減価償却費	350,135	323,139	160,810	49.8	
資産減耗費	2,995	102,843	51,422	50.0	固定資産除却費
営業外費用	84,760	135,846	31,573	23.2	
受託工事費	22,331	43,354	865	2.0	
支払利息及び企業債取扱諸費	58,126	64,600	28,905	44.7	企業債利息償還金
消費税及び地方消費税	0	22,434	0	0.0	
雑支出	4,303	5,458	1,803	33.0	
予備費	0	2,160	0	0.0	
収支差額	203,002	△ 8,000	39,938		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
資本的収入	1,081,973	88,816	36,121	40.7	
企業債	700,000	0	0	-	
出資金	29,951	22,445	22,445	100.0	一般会計出資金(統合簡水元金)
国庫補助金	293,254	0	0	-	
国庫補助金(繰越)	0	57,000	0	0.0	
加入金	56,648	9,371	13,676	145.9	
他会計負担金	2,120	0	0	-	
資本的支出	1,640,703	732,823	108,903	14.9	
建設改良費	1,432,825	534,085	10,185	1.9	
浄水施設改良費	1,169,572	57,227	3,730	6.5	
浄水施設改良費(繰越)	128,726	237,469	0	0.0	
配水施設改良費	93,652	182,445	5,699	3.1	
配水施設改良費(繰越)	40,815	50,390	0	0.0	
固定資産購入費	60	6,554	756	11.5	
企業債償還金	207,878	198,738	98,718	49.7	企業債元金償還金
収支差額	△ 558,730	△ 644,007	△ 72,782		内部留保資金で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	平成28年度	平成29年度	比較	伸率(%)	備考
給水戸数(戸)	12,697	12,855	158	1.2	
総給水量(立方メートル)	1,498,237	1,509,356	11,119	0.7	
1日平均給水量(立方メートル)	8,187	8,248	61	0.7	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	平成28年度	平成29年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	水道使用料	347,306	361,452	14,146	4.1
	量水器使用料	10,783	0	△ 10,783	△ 100.0
	手数料収益	705	1,167	462	65.5
	他会計負担金	4,014	5,669	1,655	41.2
	その他営業収益	189	269	80	42.3
	合計	362,997	368,557	5,560	1.5

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	平成28年度	平成29年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	浄水費	45,389	45,077	△ 312	△ 0.7
	給配水費	46,207	38,727	△ 7,480	△ 16.2
	業務費	10,410	15,524	5,114	49.1
	総係費	18,487	16,630	△ 1,857	△ 10.0
	減価償却費	175,068	160,810	△ 14,258	△ 8.1
	資産減耗費	1,500	51,422	49,922	3328.1
	合計	297,061	328,190	31,129	10.5

(4) 建設改良費の状況 (H29.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
浄水施設改良費	52,431	33,410	△ 19,021	63.7	第一浄水場
浄水施設改良費(繰越)	233,894	200,448	△ 33,446	85.7	第一浄水場
配水施設改良費	96,932	46,332	△ 50,600	47.8	配水管布設替など
合計	383,257	280,190	△ 103,067	73.1	

※工事請負費のみ

平成29年度

綾部市病院事業会計上期業務報告書

(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 患者数について、入院患者数は32,084人で、前年同期に比べ1,949人、6.5パーセント増加しました。一日平均患者数は175.3人で、前年同期に比べ10.6人、6.4パーセント増加しました。外来患者数は71,271人で、前年同期に比べ2,807人、3.8パーセント減少しました。一日平均患者数は579.4人で、前年同期に比べ22.9人、3.8パーセント減少しました。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額3,161,836千円（予算額6,436,724千円）で執行率49.1パーセント、支出では、執行額3,190,138千円（予算額6,472,288千円）で執行率49.3パーセント、収支差額は、△28,302千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額14,850千円（予算額29,700千円）で執行率50.0パーセント、支出では、執行額103,470千円（予算額520,828千円）で執行率19.9パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、37,313千円（予算額367,582千円）、発注率は10.2パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

(単位：人)

区分		前年度	予定量	H29.9.30現在	比較(%)	備考
年間患者数	入院	63,139	63,510	32,084	50.5	
	外来	146,088	147,015	71,271	48.5	
一日平均患者数	入院	173.0	174.0	175.3	100.7	
	外来	601.2	605.0	579.4	95.8	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率(%)	備考
収入	病院事業収益	6,353,115	6,436,724	3,161,836	49.1	
	医業収益	6,128,770	6,219,108	3,051,544	49.1	
	入院収益	2,943,294	3,061,182	1,471,234	48.1	
	外来収益	2,941,776	2,910,897	1,461,703	50.2	
	その他医業収益	243,700	247,029	118,607	48.0	室料差額、医療相談、文書料など
	うち一般会計負担金	39,279	39,415	19,707	50.0	
	医業外収益	180,643	171,527	84,811	49.4	
	受取利息及び配当金	1,670	1,979	1,054	53.3	定期預金利息、有価証券利息
	補助金	14,911	19,254	9,627	50.0	地域医療確保研修・研究事業費補助金など
	他会計負担金	102,817	102,125	51,062	50.0	一般会計負担金(企業債利息など)
	長期前受金戻入	31,469	31,395	15,697	50.0	
	その他医業外収益	29,776	16,774	7,371	43.9	宿舎貸与料など
	訪問看護事業収益	43,702	45,089	25,481	56.5	
	訪問看護事業収益	38,494	39,494	22,833	57.8	
	居宅介護支援事業収益	5,208	5,595	2,648	47.3	
	特別利益	0	1,000	0	0.0	
過年度損益修正益	0	1,000	0	0.0		
支出	病院事業費用	7,105,692	6,472,288	3,190,138	49.3	
	医業費用	6,948,017	6,336,911	3,101,952	49.0	
	給与費	15,170	16,115	7,079	43.9	職員給料、手当、法定福利費など
	経費	6,603,318	5,997,370	2,929,593	48.8	
	うち交付金	6,557,375	5,950,438	2,906,127	48.8	公社管理運営、病院診療
	減価償却費	327,537	323,326	161,663	50.0	建物、器械備品など
	資産減耗費	1,992	100	3,617	3,617.0	固定資産除却
	医業外費用	82,325	80,037	39,859	49.8	
	支払利息及び企業債取扱諸費	45,214	41,966	20,803	49.6	企業債利息償還金
	長期前払消費税償却	21,485	22,486	11,243	50.0	
	消費税及び地方消費税	15,626	15,585	7,813	50.1	
	訪問看護事業費用	53,961	53,340	27,997	52.5	
	訪問看護事業等交付金	53,961	53,340	27,997	52.5	公社管理運営、病院診療(訪問看護事業分)
	特別損失	21,389	1,000	20,330	2,033.0	
	過年度損益修正損	12,644	1,000	13,318	1,331.8	過年度収益の減
	その他特別損失	8,745	0	7,012	皆増	公社貸付資金免除(奨学金)
予備費	0	1,000	0	0.0		
収支差額	△ 752,577	△ 35,564	△ 28,302			

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率(%)	備考
収入	資本的収入	30,423	29,700	14,850	50.0	
	出資金	26,144	26,700	13,350	50.0	一般会計出資金(企業債元金)
	投資償還収入	4,085	3,000	1,500	50.0	
	国庫補助金	194	0	0	0.0	
支出	資本的支出	302,631	520,828	103,470	19.9	
	建設改良費	161,548	367,582	37,313	10.2	
	病院建設整備費	161,548	331,132	3,530	1.1	医療機器など
	病院建設整備費(繰越)	0	36,450	33,783	92.7	手術室空調改修など
	企業債償還金	124,053	127,302	59,892	47.0	企業債元金償還金
投資	17,030	25,944	6,265	24.1	公社貸付資金(奨学金)	
収支差額	△ 272,208	△ 491,128	△ 88,620		内部留保資金で補てん	

3 経営状況

(1) 業務量

区 分		平成28年度	平成29年度	比較	伸率(%)	備考
入院	4～9月(人)	30,135	32,084	1,949	6.5	
	診療日数(日)	183	183	0	0.0	
	1日当たり(人)	164.7	175.3	10.6	6.4	
外来	4～9月(人)	74,078	71,271	△ 2,807	△ 3.8	
	診療日数(日)	123	123	0	0.0	
	1日当たり(人)	602.3	579.4	△ 22.9	△ 3.8	

(2) 医業収益

区 分		平成28年度	平成29年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	入院収益(千円)	1,483,317	1,471,234	△ 12,083	△ 0.8	
	診療単価(円)	49,222	45,855	△ 3,367	△ 6.8	
	外来収益(千円)	1,453,869	1,461,703	7,834	0.5	
	診療単価(円)	19,626	20,509	883	4.5	
	その他医業収益(千円)	129,883	118,607	△ 11,276	△ 8.7	
	合計	3,067,069	3,051,544	△ 15,525	△ 0.5	

(3) 医業費用

(単位：千円、税込)

区 分		平成28年度	平成29年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	給与費	6,427	7,079	652	10.1	
	経費	3,259,312	2,929,593	△ 329,719	△ 10.1	
	減価償却費	164,758	161,663	△ 3,095	△ 1.9	
	資産減耗費	1,398	3,617	2,219	158.7	
	合計	3,431,895	3,101,952	△ 329,943	△ 9.6	

(4) 建設改良費の状況 (H29.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
病院建設整備費	331,132	3,530	△ 327,602	1.1	医療機器など
病院建設整備費(繰越)	36,450	33,783	△ 2,667	92.7	手術室空調改修 など
合計	367,582	37,313	△ 330,269	10.2	

綾部市告示第180号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年綾部市告示第21号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

第7条第2項中「3年」を「6年」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前の綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の規定に基づき指定を受けた者については、この告示の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例による。

綾部市告示第 1 8 1 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備及び運営並びに指定第 1 号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（市の区域外にある事業所に係る基準の特例）

- 2 第 1 号事業を行う事業所が市の区域外にある場合であって、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）が介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、かつ、当該市町村の定めるところにより当該事業所が法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項の指定を受けているときは、当該事業所は、この要綱に定める基準に適合しているものとみなす。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 8 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 9 年 1 2 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 2 9 年度綾部市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 平成 2 9 年度綾部市一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 平成 2 9 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 平成 2 9 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 平成 2 9 年度綾部市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 6 平成 2 9 年度綾部市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 平成 2 9 年度綾部市地域排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 平成 2 9 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 9 平成 2 9 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 0 平成 2 9 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 1 平成 2 9 年度綾部市一般会計補正予算（第 6 号）
- 1 2 平成 2 9 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 3 平成 2 9 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 4 平成 2 9 年度綾部市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 5 平成 2 9 年度綾部市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 6 平成 2 9 年度綾部市地域排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 7 平成 2 9 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 8 平成 2 9 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 9 平成 2 9 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 2 号）

以下掲示済み

綾部市告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定に基づき、道路を次のように認定する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成29年12月28日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成29年12月28日から平成30年1月11日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な経過地
1446	大島桶井線	大島町桶井15番12 大島町桶井15番11		

綾部市告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成29年12月28日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成29年12月28日から平成30年1月11日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1446	大島桶井線	大島町桶井15番12 大島町桶井15番11	最大 10.00 最小 6.00	122.44

綾部市告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成29年12月28日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成29年12月28日から平成30年1月11日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路線名	区 間	
1446	大島桶井線	大島町桶井15番12	大島町桶井15番11

綾部市告示第 1 8 6 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日から平成 3 0 年 1 月 1 1 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 6 1 2	久 保 勝 線	味方町石風呂 5 番 5 味方町石風呂 5 番 3	31.09	前	最大 3.50 最小 3.50
				後	最大 4.20 最小 4.20

綾部市告示第 1 8 7 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日から平成 3 0 年 1 月 1 1 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 6 1 2	久 保 勝 線	味方町石風呂 5 番 5	味方町石風呂 5 番 3

綾部市訓令甲第 1 2 号

庁 中 一 般

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令

綾部市現業職員給与規程（昭和 3 6 年綾部市訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

現業職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	126,200	192,700	228,900	262,000
	2	126,900	194,500	230,500	263,900
	3	127,600	196,300	232,000	265,700
	4	128,300	198,100	233,600	267,800
	5	128,900	199,700	235,100	269,600
	6	129,600	201,500	236,800	271,500
	7	130,300	203,300	238,300	273,400
	8	131,000	205,100	239,900	275,500
	9	131,900	206,800	241,200	277,600
	10	132,700	208,600	242,700	279,600
	11	133,500	210,400	244,300	281,700
	12	134,300	212,200	245,700	283,700
	13	134,900	213,600	247,200	285,700
	14	135,800	215,400	248,700	287,800
	15	136,700	217,100	250,000	289,800
	16	137,600	218,900	251,400	291,800
	17	138,500	220,600	252,900	293,700
	18	139,500	222,300	254,600	295,700
	19	140,500	223,900	256,300	297,800
	20	141,500	225,500	258,100	299,800
	21	142,600	227,000	259,700	301,800
	22	143,700	228,700	261,500	303,900
	23	144,900	230,300	263,200	305,900
	24	146,000	231,900	264,900	308,000
	25	147,100	233,100	266,900	309,700
	26	148,200	234,600	268,800	311,800
	27	149,300	236,000	270,600	313,800
	28	150,400	237,300	272,400	315,800
	29	151,500	238,600	274,100	317,600
	30	152,900	239,800	276,000	319,600
	31	154,200	240,800	277,900	321,700
	32	155,500	242,000	279,600	323,800
	33	156,800	243,300	281,200	325,100
	34	158,300	244,500	283,100	327,100
	35	159,800	245,700	284,900	329,000
	36	161,400	247,000	286,800	331,100
	37	162,700	247,900	288,400	333,000
	38	164,200	249,300	290,100	334,900
	39	165,700	250,700	291,900	336,900
	40	167,200	252,200	293,700	338,800

	41	168,600	253,600	295,300	340,700
	42	171,300	255,000	297,000	342,600
	43	173,900	256,400	298,500	344,400
	44	176,500	257,700	300,100	346,300
	45	179,200	258,900	301,700	347,800
	46	180,900	260,200	303,400	349,200
	47	182,600	261,600	305,000	350,700
	48	184,300	262,900	306,700	352,200
	49	185,800	264,100	307,700	353,800
	50	187,600	265,200	309,200	354,600
	51	189,400	266,500	310,700	355,800
	52	191,100	267,800	312,300	356,800
	53	192,700	268,800	313,900	357,700
	54	194,200	269,900	315,500	358,800
	55	195,700	271,200	317,100	359,700
	56	197,200	272,500	318,600	360,800
	57	198,500	273,500	320,100	361,700
	58	199,800	274,500	321,300	362,400
	59	201,100	275,400	322,500	363,100
	60	202,400	276,500	323,700	363,800
再任用職員以外の職員	61	203,700	277,600	324,400	364,200
	62	205,000	278,600	325,300	364,800
	63	206,300	279,500	326,100	365,500
	64	207,600	280,500	326,900	366,200
	65	208,800	281,100	327,800	366,500
	66	210,100	282,000	328,200	367,200
	67	211,400	282,700	328,900	367,900
	68	212,700	283,600	329,700	368,600
	69	213,800	284,600	330,500	368,900
	70	214,900	285,400	331,200	369,500
	71	215,900	286,200	331,900	370,200
	72	217,000	287,000	332,600	370,800
	73	218,100	287,800	333,100	371,100
	74	219,100	288,300	333,700	371,700
75	220,000	288,700	334,200	372,400	
76	221,000	289,200	334,800	373,000	
77	221,500	289,300	335,100	373,400	
78	222,400	289,700	335,600	373,900	
79	223,200	289,900	336,000	374,500	
80	224,100	290,300	336,500	375,000	
81	224,800	290,500	336,900	375,500	
82	225,800	290,700	337,400	376,100	
83	226,600	291,100	337,900	376,600	
84	227,500	291,400	338,400	376,900	

訓 令 甲

	85	228,200	291,700	338,700	377,300
	86	229,000	292,000	339,100	377,800
	87	229,900	292,300	339,600	378,200
	88	231,000	292,700	340,000	378,600
	89	231,700	293,000	340,300	379,000
	90	232,400	293,400	340,700	379,500
	91	233,000	293,700	341,200	379,900
	92	233,800	294,100	341,600	380,300
	93	234,600	294,200	341,800	380,600
	94	235,300	294,400	342,200	380,900
	95	236,000	294,800	342,700	381,200
	96	236,600	295,200	343,100	381,500
	97	237,300	295,400	343,200	381,800
	98	238,100	295,700	343,700	382,100
	99	238,900	296,100	344,100	382,400
	100	239,600	296,500	344,400	382,700
	101	240,200	296,700	344,700	383,000
	102	240,900	297,000	345,100	
	103	241,600	297,400	345,500	
	104	242,300	297,700	345,900	
	105	242,900	297,900	346,400	
	106	243,600	298,200	346,800	
	107	244,300	298,600	347,200	
	108	245,000	298,900	347,600	
	109	245,600	299,100	348,100	
	110	246,100	299,500	348,500	
	111	246,400	299,900	348,800	
	112	246,800	300,200	349,100	
	113	247,100	300,300	349,600	
	114		300,600		
	115		300,900		
	116		301,300		
	117		301,500		
	118		301,700		
	119		302,000		
	120		302,300		
	121		302,700		
	122		302,900		
	123		303,200		
	124		303,500		
	125		303,800		
再任 用職 員		187,300	214,800	254,800	274,200

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年12月25日から施行し、改正後の綾部市現業職員給与規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(その他)

- 2 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、綾部市一般職職員の例による。

綾部市公告第128号

綾部市下水道排水設備指定業者規則第13条第1項第2号に基づく指定業者を次により公表
します。

平成29年12月 5日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定辞退届を提出した業者

事業所名	大滝建設株式会社
代表者氏名	大瀧 博
所在地	綾部市延町鳥居2番地の1
指定辞退理由	廃業のため。
指定辞退日	平成29年11月30日付

綾部市公告第 1 2 9 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（29-6）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 4 2 9 1 2 8 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（29-6）工事
- (3) 工事場所 綾部市青野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管渠工 V U 2 0 0 L = 8 0 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 4 2 5 m
マンホール設置工 N = 2 4 基
汚水柵及び取付管工 N = 3 3 箇所
附帯工（上水道管移設）一式
- (6) 予定工期 平成 3 0 年 1 月 1 6 日から
平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで（7 5 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 2 9 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級又は A 等級で登録されており、平成 2 9 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 2 9 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 8 0 0 点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 8 年 1 月 1 日から平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていな

いこと。

- (6) 請負金額3,500万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者又は監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「公募型指名競争入札参加申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」(別記様式-3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者又は監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 平成29年12月11日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は4,460円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 平成29年12月14日（木）午前9時から午後6時まで
平成29年12月15日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で12月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、平成29年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 平成29年12月21日（木）から
平成29年12月22日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成29年12月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 平成30年1月5日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年1月9日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月9日の午前9時から正午までと午後1時か

ら午後 2 時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 11 条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 19 条第 4 項によること。

(2) 開札の日時

平成 30 年 1 月 10 日 (水) 午前 9 時 30 分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）第 77 条第 1 項第 2 号及び第 3 号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第 78 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第 12 条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、他の工事の受注等によ

り配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

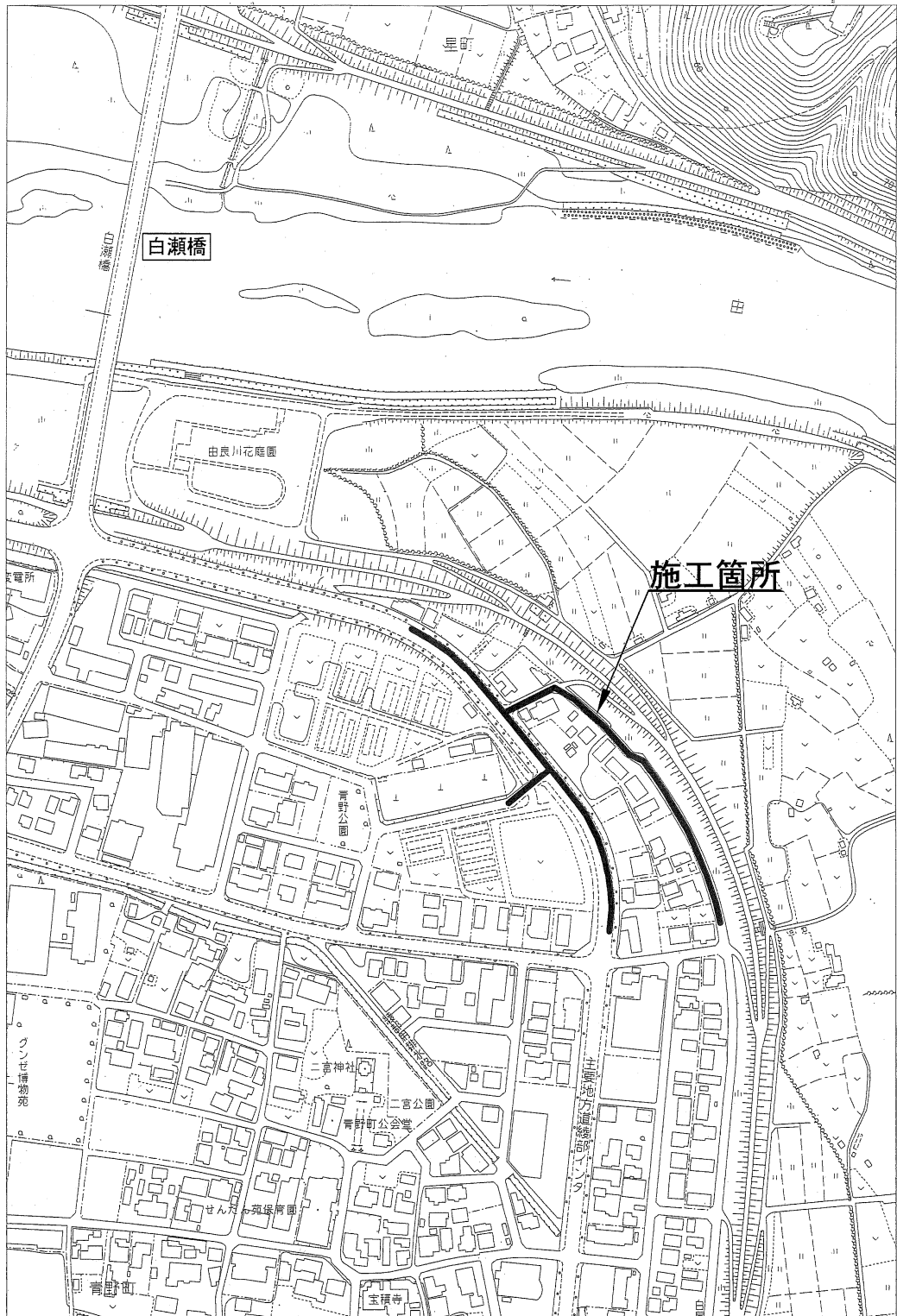
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

位 置 図



工 事 名 : 公共下水道管渠築造 (2 9 - 6) 工事

綾部市公告第130号

山家西簡易水道統合整備事業、山家西簡易水道舗装復旧工事25工区に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成29年12月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第429 130号 |
| (2) 工 事 名 | 山家西簡易水道舗装復旧工事25工区 |
| (3) 工事場所 | 綾部市下原町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=3, 200m、W=1.9~8.8m
舗装工 A=9, 749㎡ |
| (5) 予定工期 | 平成30年1月16日から
平成30年3月31日まで（75日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成29年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、平成29年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成29年12月11日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は190円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成29年12月14日(木)午前9時から午後6時まで

平成29年12月15日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成29年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成29年12月21日(木)から

平成29年12月22日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成29年12月25日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シ

システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時まで
にファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等
は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成30年1月5日(金) 午前9時から午後6時まで
平成30年1月9日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月5日の午前9時から正午までと午後1
時から午後5時までと、1月9日の午前9時から正午までと午後1時
から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容
量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ
ること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法
については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項
によること。

(2) 開札の日時

平成30年1月10日(水) 午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77
条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最
低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し
た者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし
ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら
れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

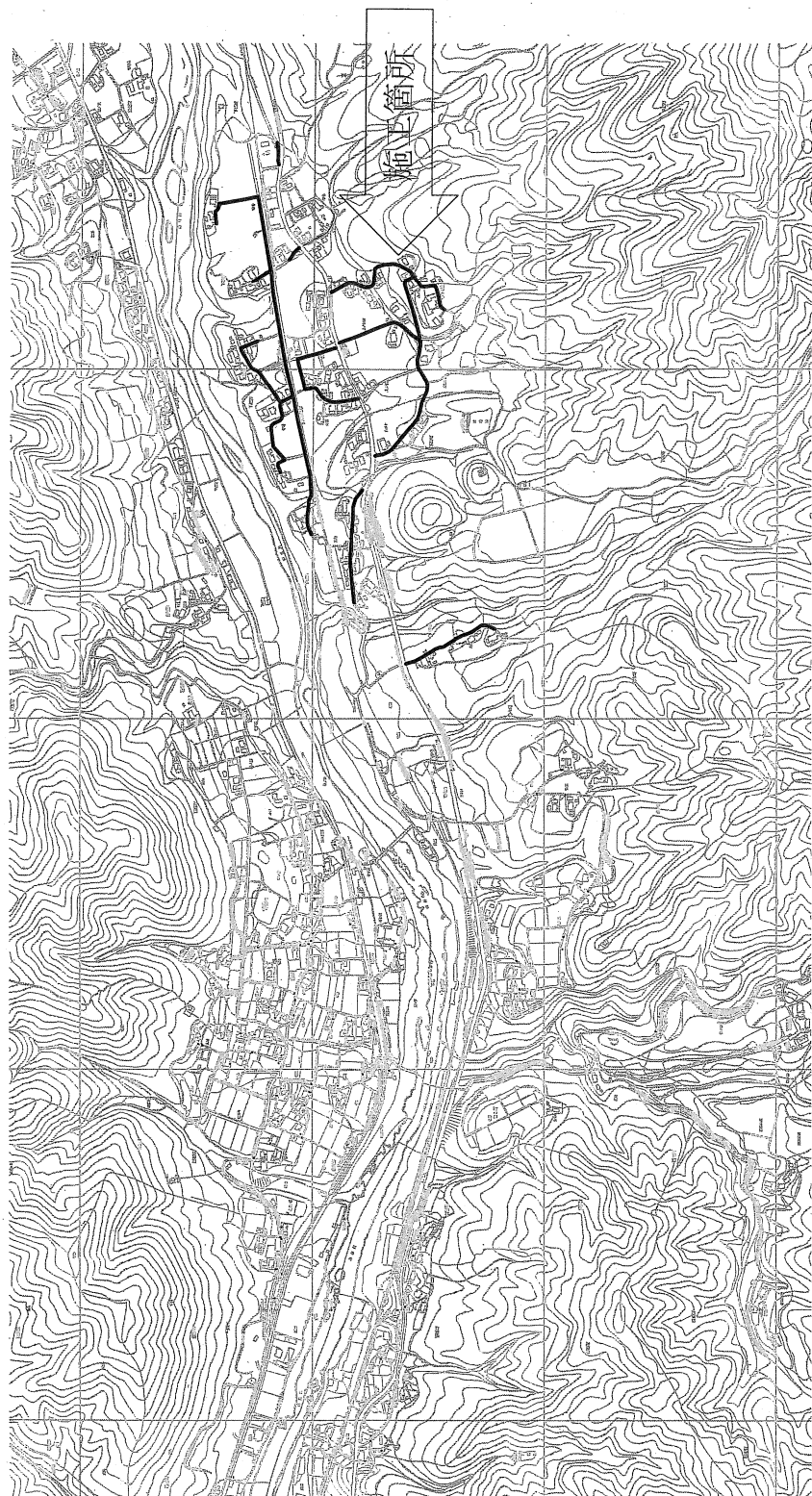
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置図

綾部市下原町



綾部市公告第 1 3 1 号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置（29-6）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 29 年 1 2 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 4 2 9 1 3 1 号 |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプ設置（29-6）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | マンホールポンプ 1 箇所 |
| (5) 予定工期 | 平成 30 年 1 月 1 6 日から
平成 30 年 3 月 3 1 日まで（75 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 29 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、平成 29 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成29年12月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は690円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成29年12月14日（木）午前9時から午後6時まで

平成29年12月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成29年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成29年12月21日（木）から

平成29年12月22日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成29年12月25日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時まで

にファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等
は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成30年1月5日(金) 午前9時から午後6時まで
平成30年1月9日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月5日の午前9時から正午までと午後1
時から午後5時までと、1月9日の午前9時から正午までと午後1時
から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容
量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ
ること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法
については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項
によること。

(2) 開札の日時

平成30年1月10日(水) 午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77
条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最
低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し
た者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし
ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら
れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

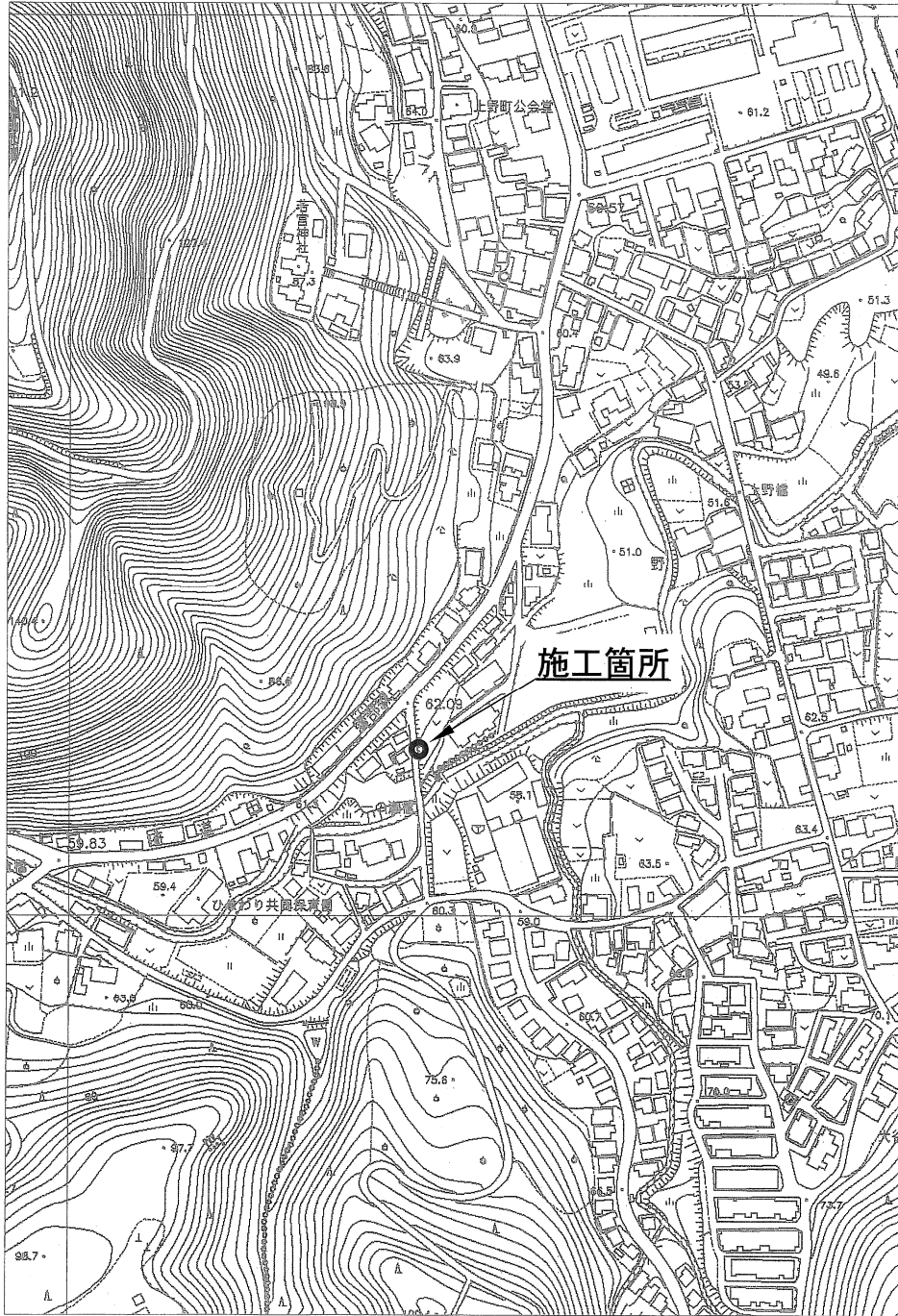
- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



マンホールポンプ設置（29-6）工事

綾部市公告第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに綾部市に意見書を提出することができる。

平成29年12月13日

綾部市長 山崎善也

1 都市計画事業の種類及び名称

綾部都市計画下水道事業 綾部市公共下水道

2 都市計画の案の縦覧場所

綾部市役所上下水道部下水道課

3 縦覧期間

平成29年12月13日（水）から平成29年12月27日（水）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く）

綾部市公告第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに綾部市に意見書を提出することができる。

平成29年12月13日

綾部市長 山崎善也

1 都市計画事業の種類及び名称

綾部都市計画下水道事業 綾部市第2公共下水道

2 都市計画の案の縦覧場所

綾部市役所上下水道部下水道課

3 縦覧期間

平成29年12月13日（水）から平成29年12月27日（水）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く）

綾部市公告第 1 3 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日から平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日まで

綾部市公告第135号

綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年綾部市条例第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

平成29年12月22日

綾部市長 山崎善也

公の施設の名称	指定管理者の名称
綾部市地域情報センター	株式会社エフエムあやべ
綾部市田野コミュニティセンター	田野町自治会
綾部市高津コミュニティセンター	高津町自治会
綾部市高津グラウンド	
綾部市福祉ホール	社会福祉法人綾部市社会福祉協議会
綾部市かんばやし交流館	口上林地区自治会連合会
綾部市清山荘	特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア
綾部市ふれあいの家	豊里地区自治会連合会
綾部市市民ホール	公益社団法人綾部市シルバー人材センター
I・Tビル	綾部商工会議所
綾部工業団地・交流プラザ	一般社団法人綾部工業団地振興センター
綾部工業団地・ヘリストップ	
綾部市以久田野多目的広場	豊里地区自治会連合会
綾部市山家運動公園	山家地区自治会連合会
綾部市林業センター	綾部市森林組合
綾部市桜が丘一丁目コミュニティセンター	桜が丘一丁目自治会
綾部市桜が丘二丁目コミュニティセンター	桜が丘二丁目自治会
綾部市水源の里・老富会館	老富会館管理運営委員会
綾部市里山交流研修センター	特定非営利活動法人里山ねっと・あやべ
あやべ観光案内所	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社綾部地域本部
あやべ温泉	株式会社緑土
薬草の森	
あやべ山の家	
ふるさと味あやべ工房	
綾部市二王公園	
二王広場	
綾部市都市交流拠点施設	綾部商工会議所
綾部市中央公民館	公益財団法人京都府中丹文化事業団
綾部市市民センター	綾部地区自治会連合会
綾部市綾部公民館	

公 告

綾部市ふれあいセンター	中筋地区自治会連合会	
綾部市中筋公民館		
綾部市農業振興センター	吉美地区自治会連合会	
綾部市吉美公民館		
綾部市農村婦人の家	西八田地区自治会連合会	
綾部市西八田公民館		
綾部市東八田公民館	東八田地区自治会連合会	
綾部市基幹集落センター	山家地区自治会連合会	
綾部市山家公民館		
綾部市健康ファミリーセンター	口上林地区自治会連合会	
綾部市口上林公民館		
綾部市豊里コミュニティセンター	豊里地区自治会連合会	
綾部市豊里公民館		
綾部市物部営農指導センター	物部地区自治会連合会	
綾部市物部公民館		
綾部市志賀郷公民館	志賀郷地区自治会連合会	
綾部市観光センター	中上林地域振興協議会	
綾部市中上林公民館		
綾部市林業者等健康管理センター	奥上林地域振興協議会	
綾部市奥上林公民館		
綾部市総合運動公園	一般財団法人綾部市体育協会	
綾部市研修センター		
綾部市第1市民グラウンド		
綾部市第2市民グラウンド		
綾部市渕垣グラウンド		
綾部市田野グラウンド		
綾部市西部グラウンド		
綾部市うずい野農村広場		
綾部市東部グラウンド		
綾部市丸山スポーツ公園		
高倉公園		
綾部市市民プール		株式会社水夢
綾部市武道館		一般財団法人綾部市体育協会

備考 指定期間は、綾部市武道館は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間。
綾部市市民センター及び綾部市綾部公民館は平成30年4月1日から平成32年3月31日
までの2年間。その他の施設は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間。

綾部市公告第136号

団体営ため池等整備事業、大谷池（仁和）廃池工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成29年12月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第429 134号 |
| (2) 工 事 名 | 大谷池（仁和）廃池工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市仁和町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 堤体開削工 一式
水路工 L=25m
仮設工 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成30年1月31日から
平成30年3月31日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成29年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成29年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成29年12月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は330円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年1月5日(金) 午前9時から午後6時まで

平成30年1月9日(火) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月5日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年1月15日(月) から

平成30年1月16日(火) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成30年1月18日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年1月23日(火)午前9時から午後6時まで
平成30年1月24日(水)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年1月25日(木)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

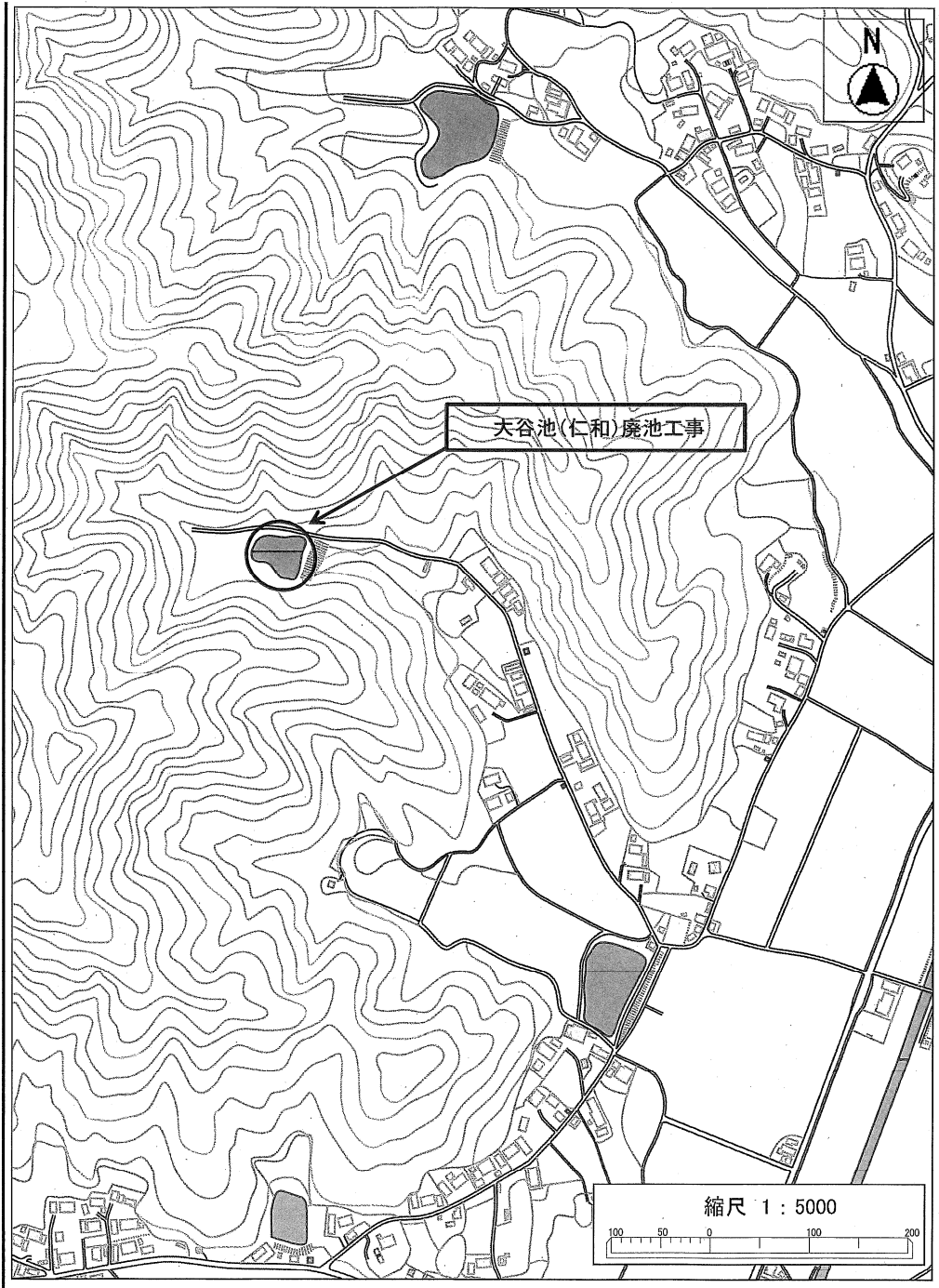
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

大谷池(仁和)廃池工事 位置図



綾部市公告第137号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（29-13）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成29年12月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第429 135号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道管渠築造（29-13）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市相生町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 管渠工 VU150 L=64m
マンホール設置工 N=4基
汚水柵及び取付管工 N=10箇所
附帯工（上水道管移設）一式 |
| (5) 予定工期 | 平成30年1月31日から
平成30年3月31日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成29年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成29年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成29年12月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は2,180円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年1月5日（金）午前9時から午後6時まで

平成30年1月9日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月5日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年1月15日（月）から

平成30年1月16日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年1月18日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年1月23日（火）午前9時から午後6時まで
平成30年1月24日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年1月25日（木）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

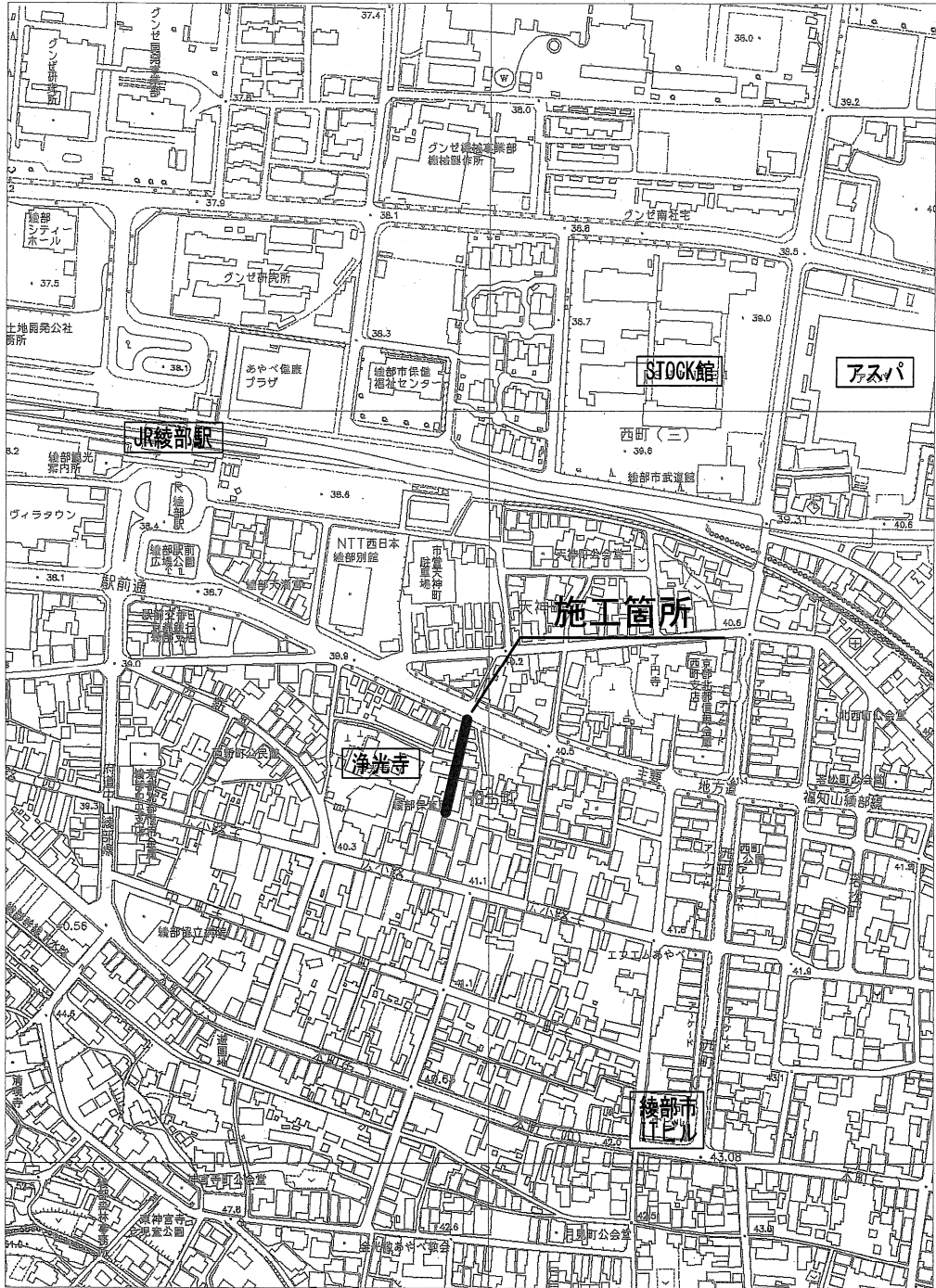
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



綾部市公告第138号

下水道整備事業の公共下水道舗装復旧(29-2)工事と道路整備事業の市道寺住宅1号線外1線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成29年12月25日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第429 139号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧(29-2)工事
市道寺住宅1号線外1線改良工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市寺町外(別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | (舗装復旧(29-2))
L=1,079m、W=2.2~8.2m
アスファルト舗装工 A=3,428㎡
コンクリート舗装工 A=110㎡
(寺住宅1号線)
L=38.4m、W=2.7~3.6m
L型擁壁工 L=17m
防護柵工 L=16m
コンクリート舗装工 A=65㎡ |
| (5) 予定工期 | 平成30年1月31日から
平成30年3月31日まで(60日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成29年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、平成29年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成29年12月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は850円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年1月5日（金）午前9時から午後6時まで

平成30年1月9日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月5日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年1月15日（月）から
平成30年1月16日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年1月18日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年1月23日（火）午前9時から午後6時まで
平成30年1月24日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年1月25日（木）午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し

た者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、舗装復旧工事と道路改良工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

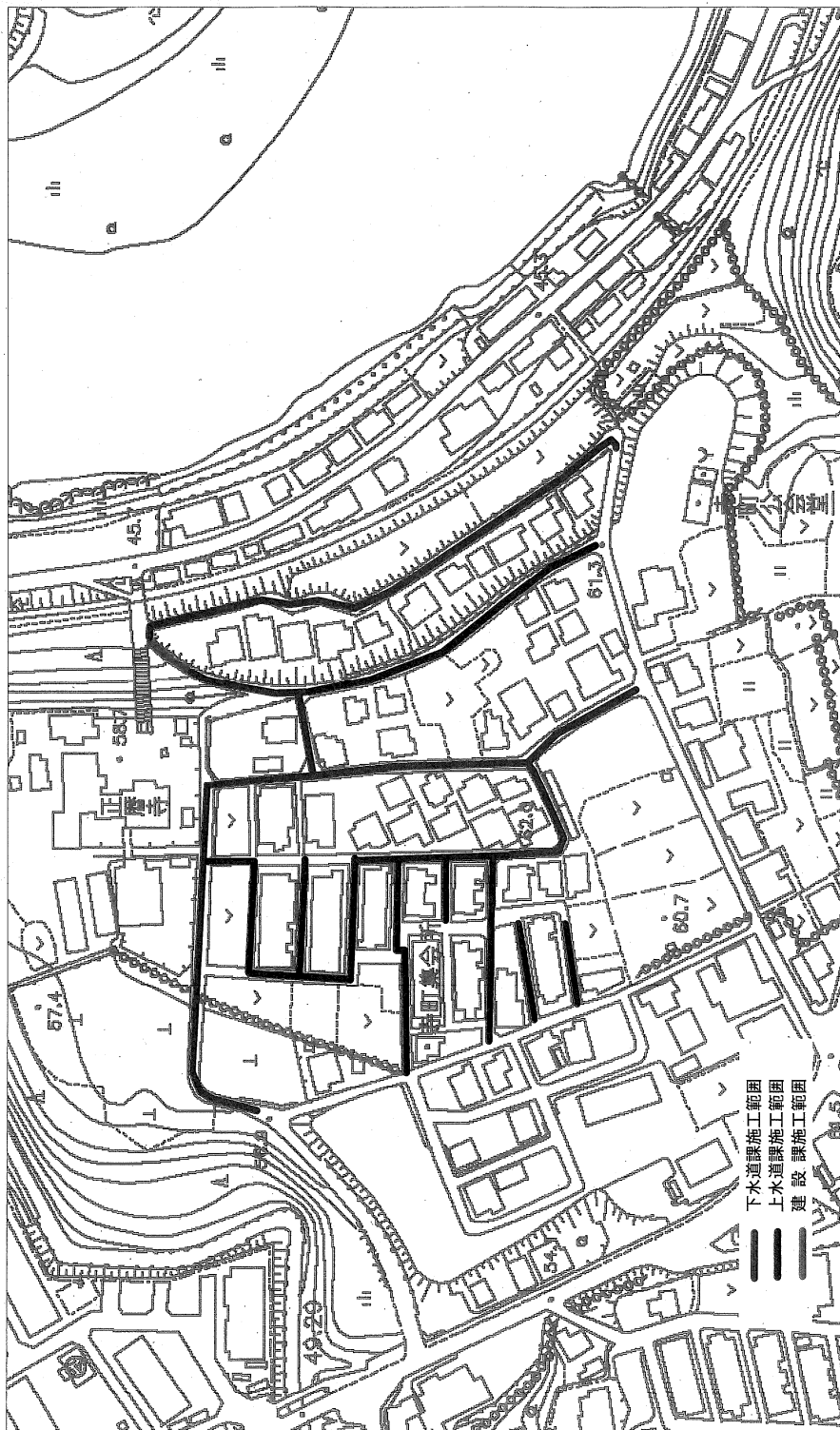
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置圖



工事名 公共下水道鋪裝復旧(29-2)工事 外

綾部市公告第139号

水量水質安定的対策事業、鍛冶屋ポンプ施設配管工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成29年12月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第429 143号 |
| (2) 工 事 名 | 鍛冶屋ポンプ施設配管工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市鍛冶屋町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 送水配管工 一式
場内整備工 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成30年1月31日から
平成30年3月31日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成29年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のB等級又はC等級で登録されており、平成29年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成29年12月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は440円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年1月5日(金) 午前9時から午後6時まで

平成30年1月9日(火) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月5日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年1月15日(月) から

平成30年1月16日(火) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成30年1月18日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年1月23日(火) 午前9時から午後6時まで
平成30年1月24日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年1月25日(木) 午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

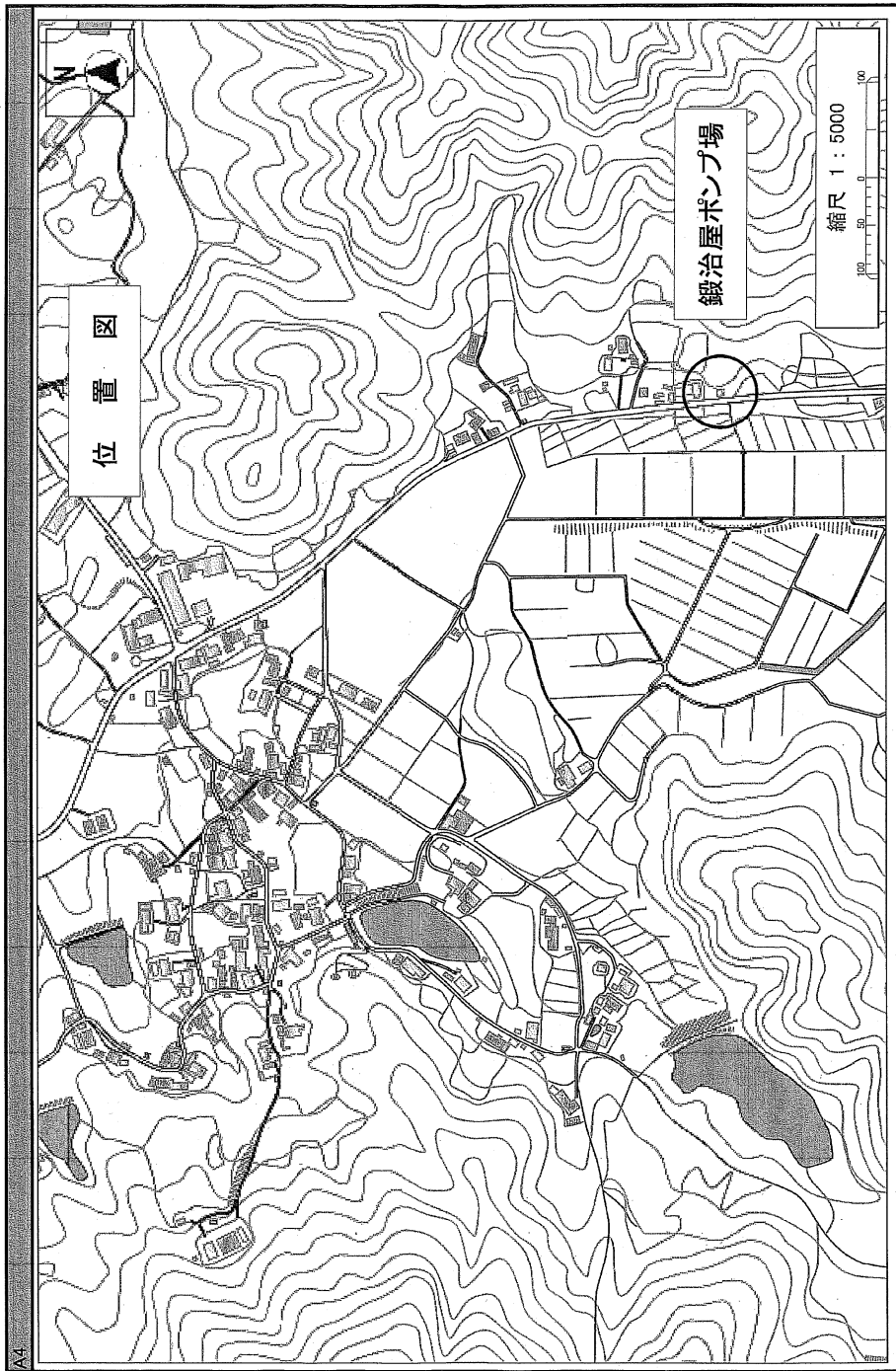
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市水道事業管理規程第4号

綾部市企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(綾部市企業職員給与規程の一部改正)

第1条 綾部市企業職員給与規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

企業職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	126,200	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	126,900	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	127,600	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	128,300	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	128,900	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	129,600	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	130,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	131,000	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	131,900	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	132,700	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	133,500	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	134,300	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	134,900	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	135,800	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	136,700	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	137,600	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	138,500	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	139,500	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	140,500	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	141,500	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	142,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	143,700	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	144,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	146,000	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	147,100	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	148,200	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	149,300	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	150,400	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	151,500	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	152,900	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	154,200	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	155,500	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	156,800	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
	34	158,300	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	159,800	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
	36	161,400	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
	37	162,700	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
	38	164,200	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
	39	165,700	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
	40	167,200	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300

	41	168,600	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
	42	171,300	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
	43	173,900	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
	44	176,500	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
	45	179,200	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
	46	180,900	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
	47	182,600	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
	48	184,300	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
	49	185,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
	50	187,600	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
	51	189,400	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
	52	191,100	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
	53	192,700	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
	54	194,200	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
	55	195,700	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
	56	197,200	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
	57	198,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
	58	199,800	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
	59	201,100	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
	60	202,400	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
再任用職員以外の職員	61	203,700	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
	62	205,000	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
	63	206,300	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
	64	207,600	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
	65	208,800	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
	66	210,100	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
	67	211,400	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
	68	212,700	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
	69	213,800	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
	70	214,900	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
	71	215,900	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
	72	217,000	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
	73	218,100	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
	74	219,100	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
	75	220,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	221,000	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	221,500	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	222,400	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	223,200	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	224,100	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	224,800	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	225,800	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	226,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	227,500	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		

水道事業管理規程

	85	228,200	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
	86	229,000	292,000	339,100	377,800	390,900		
	87	229,900	292,300	339,600	378,200	391,200		
	88	231,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
	89	231,700	293,000	340,300	379,000	391,600		
	90	232,400	293,400	340,700	379,500	391,900		
	91	233,000	293,700	341,200	379,900	392,200		
	92	233,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
	93	234,600	294,200	341,800	380,600	392,600		
	94	235,300	294,400	342,200	380,900			
	95	236,000	294,800	342,700	381,200			
	96	236,600	295,200	343,100	381,500			
	97	237,300	295,400	343,200	381,800			
	98	238,100	295,700	343,700	382,100			
	99	238,900	296,100	344,100	382,400			
	100	239,600	296,500	344,400	382,700			
	101	240,200	296,700	344,700	383,000			
	102	240,900	297,000	345,100				
	103	241,600	297,400	345,500				
	104	242,300	297,700	345,900				
	105	242,900	297,900	346,400				
	106	243,600	298,200	346,800				
	107	244,300	298,600	347,200				
	108	245,000	298,900	347,600				
	109	245,600	299,100	348,100				
	110	246,100	299,500	348,500				
	111	246,400	299,900	348,800				
	112	246,800	300,200	349,100				
	113	247,100	300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

別表第4中「12月15日」を「12月10日」に改める。

第2条 綾部市企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

(綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年綾部市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額のほか」を「平成30年3月31日までの間、給料月額のほか」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市企業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1の規定は平成29年4月1日から、改正後の給与規程第43条第1項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

綾部市教育委員会告示第15号

綾部市入学支度金支給要綱（平成22年綾部市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月22日

綾部市教育委員会
教育長 足立雅和

第3条中「もの」を「者」に改め、同条第2号中「見込」を「見込み」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 次のいずれかに該当する者

ア 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者（当該世帯に属さない対象者を含む。以下同じ。）の前年の所得の合計額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）を勘案して綾部市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める基準額に、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者の数を乗じて得た額以内である者

イ アに準ずる者で委員会が特に必要と認めるもの

第5条中「綾部市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条第1号中「世帯全員」を「保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者」に改める。

様式第1号中「上記以外で同一生計の家族」を「上記以外の保護者及び保護者と同一の世帯に属する者」に、「世帯全員」を「保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者（当該世帯に属さない申請者を含む。）」に改める。

附 則

この告示は、平成29年12月22日から施行し、改正後の綾部市入学支度金支給要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

綾部市十倉財産区告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について平成29年12月26日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

平成29年12月15日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山崎善也

付議事件

- 1 平成28年度綾部市十倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 2 平成29年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第1号）について